

被保険者証交付時制度説明冊子作成請負業務
一般競争入札説明書

【内訳】

入 札 説 明 書
仕 様 書

平成 31 年 3 月

茨 城 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合

入 札 説 明 書

平成 31 年 3 月 6 日に公告した被保険者証交付時制度説明冊子作成請負業務に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 請負業務の名称

被保険者証交付時制度説明冊子作成請負業務

(2) 請負業務の内容

被保険者証交付時制度説明冊子作成請負業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期限

平成 31 年 6 月 21 日まで

(4) 納入場所

仕様書で指定する場所

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 申請書を提出する時点で有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿において「広告・出版・催物」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(2) 茨城県内の地方公共団体及び全国の後期高齢者医療広域連合が発注する同類の業務について受注実績がある者であること。

(3) 請負業務に関する管理責任者を適正に配置できる者であること。

(4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定するも又は次に掲げるものでないこと。

- ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
- イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
- オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）に関する質疑応答書提出場所

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階
茨城県後期高齢者医療広域連合 総務企画課
電話 029-309-1211
FAX 029-309-1126

- (2) 入札説明書等の交付場所

茨城県後期高齢者医療広域連合総務企画課及び茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページで行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

- (3) 入札説明書等の交付期間

入札公告の日から平成31年3月13日（水）まで

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合総務企画課における入札説明書等の交付は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に定める休日を除く午前9時から午後4時までの間において行うものとする。

- (4) 入札説明書等に関する質問方法等

ア 質問方法

FAX 又はEメールにより質疑応答書を提出すること。

Eメールアドレス：k08soumu@union.ibaraki.lg.jp

イ 質問期間

入札公告の日から平成31年3月13日（水）午後4時まで

これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

- (5) 入札者に求められる事項

ア この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ入札説明書等の交付を受けるか、又は閲覧しなければならない。

イ 入札参加希望者は、次の書類を上記3(3)で指定する入札説明書等の交付期間内に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について広域連合職員から説明を求

めたときは、これに応じなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
 - ② 一般競争入札参加資格申請書を提出するときにおいて有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格結果通知書の写し
 - ③ 契約実績証明書
 - ④ 申出書
- (6) 一般競争入札参加資格審査結果
一般競争入札参加資格確認申請の審査結果については、平成 31 年 3 月 15 日（金）までに審査結果通知書を発送する。
- (7) 入札及び開札の日時及び場所
平成 31 年 3 月 22 日（金） 午前 10 時 00 分
茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
- (8) 入札の辞退
3 (1) に示す入札書の提出場所へ郵送又は持参により、開札日時までに到着するように、辞退届を提出するものとする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額を、入札保証金として、入札日に納付しなければならない。

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 21 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 134 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

イ 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約保証金として、契約締結のときに納付しなければならない。

ただし、財務規則第 161 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した入札及び財務規則第 139 条各号のいずれかに該当する場合は、入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

財務規則第 135 条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

被保険者証交付時制度説明冊子作成請負業務仕様書

- 1 業務名 被保険者証交付時制度説明冊子作成請負業務
- 2 部 数 60,000 部
- 3 項数等 B 6 変形判 (103×182 mm) 28 ページ (表紙本文とも)
- 4 用 紙 四六判 55 k g (再生マットコート紙 100%)
- 5 刷 色 4 色フルカラー
- 6 履行期限 平成 31 年 6 月 21 日
- 7 納入場所 茨城県後期高齢者医療広域連合 及び 県内 44 市町村
及び部数 (別紙 1 のとおり)

8 業務内容

(1) 掲載事項

高齢者の医療の確保に関する法律で規定する後期高齢者医療制度について被保険者を含む茨城県民にわかりやすく周知するもの。なお、次の項目に関する事項は必ず記載すること。

- ① 制度の対象者は 75 歳以上 (一定の障害がある方は 65 歳以上) であること。
- ② 75 歳以上の方は現在加入している医療制度に関係なく、健康保険組合等の被扶養者の方も、この制度の被保険者となり、一人に 1 枚の被保険者証が発行されること。
- ③ 被保険者証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けていること。
- ④ 保険料の計算方法、軽減措置及び納付方法に関すること。
- ⑤ 医療費の負担割合及び各種給付に関すること。
- ⑥ 高額な外来医療を受けたとき、被保険者証 (低所得者は減額認定証も) を医療機関の窓口で提示することで、1 箇月間の窓口での支払いが一定の金額にとどめられるようになったこと。
- ⑦ 健康診断の受診等、保健事業に関すること。
- ⑧ 「茨城県後期高齢者医療広域連合」の名称、連絡先及びシンボルマークをわかりやすく記載すること。(別紙 2 のとおり)
- ⑨ 茨城県内 44 市町村の連絡先を記載すること。
(詳細については発注担当者とは打ち合わせを行うこと。)

(2) デザイン、構成等

① 文章について

制度周知の対象者が主に高齢者であるため、本文の文字の大きさは、12pt 以上とする。ただし、脚注や図表等の文字の大きさについては、この限りではない。

- ② イラストについて
当冊子の作成についてはイラスト等を掲載し、読みやすいものとする。
イラストは受託者が必要に応じて挿入及びレイアウトすること。
また、イラストの内容は必要に応じて広域連合がイメージを指定し、受託者が準備すること。
- ③ デザインについて
対象者が後期高齢者であることを配慮し、全体の統一性を持たせた見やすいデザインとすること。
また、いばらきユニバーサルデザイン（UD）サービス・情報ガイドライン等を参考に色弱者が混同する色の組合せを避け、作成をすること。
成果品については、著作権の帰属先に関わらず、被保険者を含む茨城県民に周知することを目的とする限りにおいて、茨城県後期高齢者医療広域連合及び茨城県内市町村のホームページへの掲載について許諾することとする。

（3）校正

色校を含め原則3回以上行うこととする。

（4）納品日及び納品方法

- ① 茨城県後期高齢者医療広域連合が指示する部数を指示する場所へ納品することとする。
- ② 納品に当たっては、100部の束が容易にわかるように、仕切紙などを挿入して区分すること。
- ③ 受領書も合わせて梱包し、納品先から受領書を受け取り、支払い請求時に広域連合にコピーを提出すること。
- ④ 成果物の電子データをPDF形式に変換し、CD-ROM等の電子媒体2組を納入すること。
また、成果品については、著作権の帰属先に関わらず、被保険者を含む茨城県民に周知することを目的とする限りにおいて、茨城県後期高齢者医療広域連合及び茨城県内市町村のホームページへの掲載についての二次利用権を許諾することとする。
- ⑤ 入札額は、冊子作成費用だけでなく、配送にかかる費用などの一切の費用を含めること。
- ⑥ 冊子の掲載事項については、国からの情報に合わせて校正時に変更する場合がある。

（5）納入前検査

納入前検査として、発送前に納入予定物品100部を茨城県後期高齢者医療広域連合事務所へ提出し、検査を受けること。

また、当該検査に用いる物品は、納入数量に含めない。

（6）成果品等の帰属

委託業務の履行に伴い発生する成果品及び納品データの所有権は、すべて広域連合に帰属する。

9 注意事項

- (1) 成果品の作成の工程において特許等にかかる技術を使用する場合には、受託者の責任においてその特許等の使用の許可を得るとともに、その費用は受託者が負担するものとする。
- (2) パンフレットに使用するイラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこととする。
- (3) 広域連合のスケジュールの都合により作業工程に変更が生じた場合は、別途協議の上、行うものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた事項については、その都度協議の上処理する。

11 本仕様書の対応窓口

住 所	〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地	ミオス1階
連絡先	茨城県後期高齢者医療広域連合	
担当課	事業課	
電 話	029-309-1213	
F A X	029-309-1126	

以 上

被保険者証交付時制度説明冊子納入場所及び納入部数

別紙1

No.	団体名	担当部署	郵便番号	住所	電話番号	作成数量(予定)
1	水戸市	保健福祉部 国保年金課	310-8610	水戸市中央1丁目4番1号	029-224-1111	3,600
2	日立市	保健福祉部 国民健康保険課	317-8601	日立市助川町1-1-1	0294-22-3111	3,100
3	土浦市	保健福祉部 国保年金課	300-8686	土浦市大和町9番1号	029-826-1111	2,300
4	古河市	生活安全部 国保年金課	306-8601	古河市長谷町38-18	0280-22-5111	2,100
5	石岡市	生活環境部 保険年金課	315-8640	石岡市石岡1-1-1	0299-23-1111	1,200
6	結城市	保健福祉部 保険年金課	307-8501	結城市大字結城1447	0296-32-1111	800
7	龍ヶ崎市	健康づくり推進部 保険年金課	301-8611	龍ヶ崎市3710	0297-64-1111	1,300
8	下妻市	保健福祉部 保険年金課	304-8501	下妻市本城町2丁目22番地	0296-43-2111	600
9	常総市	保健福祉部 健康保険課	303-8501	常総市水海道諏訪町3222-3	0297-23-2111	1,000
10	常陸太田市	保健福祉部 保険年金課	313-8611	常陸太田市金井町3690	0294-72-3111	800
11	高萩市	市民生活部 保険医療課	318-8511	高萩市本町1丁目100番地の1	0293-23-2117	500
12	北茨城市	市民福祉部 保険年金課	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630	0293-43-1111	700
13	笠間市	保健福祉部 保険年金課	309-1792	笠間市中央3-2-1	0296-77-1101	1,200
14	取手市	健康増進部 国保年金課	302-8585	取手市寺田5139	0297-74-2141	2,300
15	牛久市	保健福祉部 医療年金課	300-1292	茨城県牛久市中央3丁目15番地1	029-873-2111	1,500
16	つくば市	保健福祉部 医療年金課	305-8555	つくば市研究学園一丁目1番地1	029-883-1111	2,500
17	ひたちなか市	福祉部 国保年金課 医療係	312-8501	ひたちなか市東石川2丁目10番1号	029-273-0111	2,300
18	鹿嶋市	健康福祉部 国保年金課	314-8655	茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1	0299-82-2911	1,300
19	潮来市	市民福祉部 市民課 保険年金グループ	311-2493	茨城県潮来市辻626番地	0299-63-1111	500
20	守谷市	保健福祉部 国保年金課	302-0198	守谷市大柏950番地の1	0297-45-1111	900
21	常陸大宮市	保健福祉部 医療保険課	319-2292	常陸大宮市中富町3135-6	0295-52-1111	600
22	那珂市	保健福祉部 保険課	311-0192	那珂市福田1819-5	029-298-1111	900
23	筑西市	保健福祉部 医療保険課	308-8616	茨城県筑西市丙360番地	0296-24-2111	1,600
24	坂東市	市民生活部 保険年金課	306-0692	坂東市岩井4365	0297-35-2121	800
25	稲敷市	保健福祉部 保険年金課	300-0595	茨城県稲敷市犬塚1570番地1	029-892-2000	700
26	かすみがうら市	市民部 国保年金課	315-8512	かすみがうら市上土田461	0299-59-2111	700
27	桜川市	市民生活部 国保年金課	309-1292	桜川市岩瀬64-2	0296-58-5111	600
28	神栖市	健康福祉部 国保年金課	314-0192	神栖市溝口4991-5	0299-90-1111	1,100
29	行方市	市民福祉部 国保年金課	311-3512	行方市玉造甲404	0299-55-0111	500
30	鉾田市	市民部 保険年金課	311-1592	鉾田市鉾田1444番地1	0291-33-2111	800
31	つくばみらい市	保健福祉部 国保年金課	300-2395	つくばみらい市福田195	0297-58-2111	900
32	小美玉市	保健衛生部 医療保険課	319-0192	小美玉市堅倉835	0299-48-1111	700
33	茨城町	保健福祉部 保険課	311-3192	東茨城郡茨城町小堤1080	029-292-1111	500
34	大洗町	住民課 高齢医療年金係	311-1392	東茨城郡大洗町磯浜町6881-275	029-267-5111	300
35	城里町	健康保険課	311-4391	茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428-25	029-288-3111	400
36	東海村	福祉部 住民課	319-1192	那珂郡東海村東海3-7-1	029-282-1711	600
37	大子町	大子町役場 町民課 国保年金担当	319-3526	久慈郡大子町大字大子866	0295-76-8125	300
38	美浦村	保健福祉部 国保年金課	300-0492	稲敷郡美浦村大字受領1515	029-885-0340	300
39	阿見町	保健福祉部 国保年金課	300-0392	稲敷郡阿見町中央1-1-1	029-888-1111	700
40	河内町	町民課 国保高齢者保健係	300-1392	稲敷郡河内町源清田1183	0297-84-2111	200
41	八千代町	保健福祉部 国保年金課	300-3592	結城郡八千代町大字菅谷1170	0296-48-1111	300
42	五霞町	町民税務課	306-0392	猿島郡五霞町大字小福田1162-1	0280-84-1965	200
43	境町	福祉部 保険年金課	306-0495	猿島郡境町391-1	0280-81-1306	400
44	利根町	保険年金課	300-1696	北相馬郡利根町大字布川841-1	0297-68-2211	500
45	広域連合	事業課	311-4141	水戸市赤塚1-1 ミオス1階	029-309-1213	14,900
				合計		60,000